



労災ニュース21号

労災裁判 報告会おこなわれる！

5月29日に上告棄却された労災裁判の報告会が北浦和の合同庁舎講堂で、関係者や支援者を集め開かれました。報告会には県内外から83人が参加しました。

§ § 報告会挨拶から § §

各団体の代表者からの挨拶は次のとおりです。

①内山さん労災裁判を支援する会

会長 小出真一郎

昨年の11月に河合会長が亡くなり、私たちは、河合会長の遺志を引き継ぐことになった。多くの方々の支援があり、裁判を続けてきた。昨年の12月に高等裁判所にて敗訴、その後、最高裁判所に上告したものの棄却となった。私たちは、手話通訳者を守るためにも身分保障について取組んでいかなければならない。今日で、この活動が終わるわけではない。私たちは、引き続き運動を続けていきたい。

現在、内山さんの労災裁判について、報告書を作成する予定でいる。これからも全国の皆さんとともに活動をしたい。

②財団法人全日本ろうあ連盟

理事（情報・コミュニケーション委員会副委員長）吉原孝治氏

石野理事長の代わりに挨拶をさせていただきます。

現在、福祉制度をめぐる動向が目まぐるしく変化している。障害者自立支援法の廃止を求めてきたが、不十分なまま障害者総合支援法が施行されようとしている。私たちは、聴覚障害者の社会参加をするための情報保障がされないような事態にならないよう取り組まなければならない。

内山さんは、2008年に東京地方裁判所に訴訟し、東京高等裁判所、最高裁判所と上告したものの棄却となってしまった。高松市でも問題になっているように聴覚障害者が「いつでもどこでも」情報が得られるような状況が整っていない。全日本ろうあ連盟でも「部」を「委員会」に変えるなど組織変更を行った。内山さんや高松市の裁判に取り組んでいく。聴覚障害だけでなく、様々な障害者とも連携し、運動を発展させたい。

③一般社団法人全国手話通訳問題研究会

会長 石川芳郎氏

内山さん、田門弁護士、支援されてきた皆さん、本当にお疲れ様でした。

全国手話通訳問題研究討論集会の中でも内山さんの裁判をきっかけに、登録手話通訳者の身分や契約状況などについて論議が重ねられている。

地域で、契約内容や身分を改善された実践例が報告されている。ただ、「登録手話通訳者の労働者性」についてはなかなか意見がまとまらない。全国手話通訳問題研究会が5年に一度調査を行っているが、登録している手話通訳者が一か月あたりの謝金は1000円から10000円が60%と



なっていた。この状態で自分たちが「労働者なのか」を論議しても確信を持つことができないでいる。

全国的に手話通訳派遣事業実施は80%だが、設置手話通訳者は30%なのが現状である。登録手話通訳者も複数の市町村等を兼ねるケースが増え、健康管理がしづらくなっている。

障害者基本法で「コミュニケーション・意思疎通方法は障害者自身が選択する権利がある。」と記載されたことは成果だが、具体的な対策が取られていない。

来年の1月には、厚生労働省が要綱案を発表すると聞いている。私たちが、現状や課題を訴え、どう要綱作りに反映させていくのが課題となる。

先日、日本障害者協議会の藤井さんとお会いしたときに、「運動の到達が、新しい運動の始まり」という話があった。私たちは、この労災裁判報告会を新しい運動の出発点としたい。

④一般社団法人日本手話通訳士協会

会長 小椋英子氏

裁判には敗訴したが、この裁判が手話通訳者に与えた影響は大きいと思っている。私の地元でも行政と手話通訳者の話合いの場を持つ。今、手話通訳者自身に、「自分はどうか」「労働者」と言うことができるのかという葛藤が起きている。

裁判には敗訴したが、私たちの歴史を振り返る時に、色々な法律の壁を乗り越えてきた。

士協会としても資格を活かし、安定した職に就けるようにしていきたい。これからも力を合わせて頑張ろう。

§ § 報告会 § §

報告会では訴訟代理人田門弁護士と、この裁判を一貫して支援して下さった新小岩わたなベクリニックの斎藤相談役から報告をいただきました。

①弁護士 田門浩氏

「登録手話通訳者の労働性と保障」

就労している聴覚障害者の90%は、手話通訳保障がないまま仕事を行っている。高松では、ろうのお母さんが東京の専門学校の手話通訳依頼をしたところ却下された。来年、国から広域派遣についての要綱が出される予定だが、充分ではない。全国の聞こえない人たちのニーズがかなえられていない。それを何とか改善していきたいと考えている。

内山さんは、1996年から手話を勉強し、2000年に埼玉県登録手話通訳者、同年にさいたま市（旧浦和市）の登録試験に合格。その後、2001年に手話通訳士資格を取得するが、正規職員としての雇用はなく、複数の業務を引受けることとなった。

全国的にも登録手話通訳者の実働人数は全国的に不足しているが、他に主たる業務を持っている人が多く、一か月間の派遣件数は少ない。また、登録手話通訳者の報酬だけでは生活がなりたない。

手話通訳者の支給される1時間あたりの報酬は、平均して1300円前後となっている。そのため、他に主たる業務を持っていない人はいくつもの業務を兼ねないと生活ができない。

手話通訳者は、身体的にも精神的にも負担が大きく、業務を兼ねると負担が重くなる。内山さん



は、登録手話通訳者として業務を行う中で、短い期間で体の調子を悪くしていった。昼間に通訳ができる人材が少ないため、業務が重なった。2001年に体調を悪くし、その後、2003年によく休職となった。

体を壊したということは、行政側の配慮が足りなかったということ。そのことの責任を求め休業補償給付請求をしたが不支給となり、裁判を起こした。

裁判の中で争ってきたことは、

- ・登録手話通訳者が行う手話通訳は「労働者」による「業務」である。
- ・頸肩腕症候群が発症した「原因」が、手話通訳業務によるものである。
- ・社会福祉協議会臨時職員としての「業務」が頸肩腕症候群の発症の「原因」である。
- ・・・・の3点。東京地方裁判所は、

登録手話通訳者（県）

登録手話通訳者（市）

事業（職業安定所手話協力員）

事業（障害者交流センター臨時職員）

事業（さいたま市社会福祉協議会臨時職員）

これらの業務を兼務していたことにより頸肩腕症候群を発症したにも関わらず、それらを切り離し、総合的な判断がされなかった。

高等裁判所の判決は、それら業務を総合して発症したことは認められた。ただし、登録手話通訳者としての通訳時間が長いので、「労働者」ではない登録手話通訳者としての業務が頸肩腕症候群の原因であるとした。

裁判は敗訴したが、登録手話通訳者でも頸肩腕症候群になることがあることは認められた。このことをきっかけに、手話通訳者の身分保障が改善される望みもある。

話はそれるが、登録型の「ホームヘルパー」は、労働者として位置付けられている。

ホームヘルパーは労働者として認められる一方、手話通訳者が認められていない矛盾について改善を求めていかなければならない。

先日、登録手話通訳者と話をした際、「専任手話通訳者になる気持ち」を尋ねたところ、皆さん二の足を踏んでいた。

身分保障が十分でないことや一人職場が多く、上司の理解が得られていない。そのため、非常な覚悟を持たないと担えない。

手話通訳者が手話通訳活動で生計を立てるためには、時間単価が安いと、昼も夜も働かなければならない。

専任手話通訳者が頸肩腕症候群を起こすリスクは高いが、登録手話通訳者も同様。現在、全日本ろうあ連盟でも「情報・コミュニケーション法」について議論しているが、手話通訳者の権利を要望しなければならない。

将来に夢を持つろう者が増えている。その夢をささえるためにも手話通訳者の身分保障もされなければならない。

②新小岩わたなベクリニック

相談役 齋藤洋太郎氏

内山さんの裁判は、手話通訳と頸肩腕症候群発症の因果関係は認めたが、登録手話通訳者は労災対象ではないという判断をした。これが、非常に問題である。田門弁護士も奮闘してくださった。「労働者」という位置づけは、非常に専門的な内容となる。例えばプロ野球選手は、労働組合法では、労働者となっているが、労働基準法と労組法では、労働者の定義が微妙に違う。この裁判は、登録手話通訳者が実態として労働者となっているかどうか。こういう労災裁判は費用負担もあるので、一人の弁護士が担当することが多い。

今後は、小出会長からもあったように運動を展開していかなければならない。登録手話通訳者は、通訳活動により健康を害しても、その権利や生活が守られないことがこの裁判を通して明らかになった。

この裁判は不当判決だと思うが、このことから逃げてはならない。手話通訳者の権利をどう守るのかを考えなければならない。

内山さんは最高裁まで戦い抜いた。敬意を表したい。この裁判闘争を牽引してくれた河合さんの遺志、内山さんの決意を引継ぎ、これからも頑張っていこう。

§ § 内山さん挨拶 § §

この裁判は長い年月を費やした。支援をしていただき、ありがとうございました。今日、頸肩腕健診の診断結果をいただき「差支えなし」という評価を得た。

健康に戻れたのもみなさんの支援のおかげである。

裁判は、敗訴となったが、意義があったと思っている。運転免許の裁判でも敗訴をしたが、そのことをきっかけに大きな運動に繋がった。

当初はこの裁判は手話通訳者と聴覚障害者双方の権利の主張と思っていたが、現在は制度そのものへの問題提起であると考えている。登録手話通訳者は「労働者ではない」という判決が出されたが、現在、登録手話通訳者は派遣事業の中核を担っている。

派遣事業は市町村の必須事業となっている。その事業はボランティアでは行えることではない。そのことを問うていきたいと考えている。「ボランティア」ではないから、雇用契約を結ぶのか。専任層を厚くすれば良いのか。登録手話通訳制度そのものに問題はないのか。この裁判が起こったことを忘れないで欲しい。裁判で何が分かったのか。何が変わったのかを覚えていて欲しい。

ある心理学者の「忘却は最大の裏切り」という言葉が印象に残っている。たとえ腹が立つことであってもそれは、パワーがある。全てを忘れてしまえば、何もならない。手話通訳者の歴史はまだ浅いので、経験と学習を繰り返す時期なのだと思う。この裁判も一つの経験。全国各地の仲間と討議をしていただきたい。

今日も来賓の方々が見えているが、この裁判では、複数の全国的な組織の支援をいただいた。今、全通研埼玉支部の中の派遣プロジェクトで、派遣制度の問題点や課題について、出来るだけ多くの人たちに投げかけ、討議をしていこうと話をしている。今後、そのような機会があれば、ぜひ



参加していただきたい。支援する会も報告書を作成するために一年間は継続する。その後、どのような形になるか分からないが、継続的な活動を行っていくことになると思う。私自身も情報を発信していきたいと考えている。私は、元気になっている。内山＝頸肩腕 という心配の声を聞くが、遠慮せずに声をかけてほしい。

支援していただいたすべての方々にお礼を申し上げます。

§ § 事務局から § §

最後に支援する会藤戸事務局長報告があり閉式となりました。

① 会計報告

みなさんの協力のおかげで200万円を超えるカンパをいただいた。田門弁護士や斉藤 CW、渡辺医師に安価ではあるが謝金をお支払いすることができました。残金で報告書を発行したいと考えています。

② 内山さんの講演依頼窓口

さいたま市聴覚障害者協会事務局内 内山さん労災裁判を支援する会

③ 身分保障についての運動は支援する会だけでは担えない。団体等の運動にしていきたい。

④お礼

裁判の傍聴を含め、長い間のご協力ありがとうございました。



募金額 2,045,297円
ご協力ありがとうございました。

「内山さん労災裁判を支援する会」～登録通訳者の身分保障のために～

【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局内

〒330-0801 さいたま市大宮区土手町1-213-1 大宮ふれあい福祉センター4階

T/F 048-653-7324